

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「こどもまんなか社会」実現に向けて、一時預かり保育料を物価高騰による保護者の負担を考慮し、当分の間、市内の方については無料とするため、甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 一時預かり保育料を当分の間、本市の区域内に住所を有する者については無料とすることとします。

【制定付則第4項関係】

(2) この条例は、令和6年7月1日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

一時預かり保育事業を実施する私立園については、私立保育園運営補助事業により対応します。